

## 館林市デジタル地域通貨利用規約

「館林市デジタル地域通貨利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、館林市（以下「発行者」といいます。）が、株式会社トラストバンク（以下「TB」といいます。）の提供するシステムを利用して発行するデジタル地域通貨の利用に関し、ユーザーの遵守事項並びに発行者及びユーザーの権利義務関係を定めるものです。デジタル地域通貨を利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

### （定義）

第1条 本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「デジタル地域通貨」とは、発行者がユーザーに対し発行する、電磁的方法により記録されるポイントであって、ユーザーが本規約及び発行者が別途定める要綱等の条件に従い、登録店においてデジタル地域通貨使用取引の決済に使用することができるものをいい、別表に定める条件が適用されるものをいいます。
- (2) 「ユーザー」とは、本規約の内容に同意のうえデジタル地域通貨の発行を受け、デジタル地域通貨を利用する個人又は法人をいいます。
- (3) 「登録店」とは、デジタル地域通貨を使用することができる店舗として発行者が指定するものをいいます。
- (4) 「アプリ型」とは、発行者が発行するデジタル地域通貨の発行形態のうち、ユーザーが使用する端末上の本アプリ（ユーザー）のアカウントと紐づく形で本二次元決済システム上にデジタル地域通貨のポイントが登録され、当該本アプリ（ユーザー）上の二次元コードの提示を受けた登録店が二次元コードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (5) 「カード型」とは、発行者が発行するデジタル地域通貨の発行形態のうち、本カード上の二次元コードと紐づく形で本二次元決済システム上にデジタル地域通貨のポイントが登録され、当該本カードの提示を受けた登録店が二次元コードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (6) 「本カード」とは、デジタル地域通貨のポイントの発行、利用のために発行者がユーザーに対し交付する、二次元コードが掲載されているカードをいいます。
- (7) 「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーがデジタル地域通貨の発行を受け、利用する目的でユーザーの情報端末上において使用する、TB が開発しユーザーに提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (8) 「本アプリ（登録店）」とは、登録店がデジタル地域通貨による決済、同決済情報の確認の目的で登録店の情報端末上において利用する、TB が開発し登録店に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。

- (9) 「本アプリ（発行者）」とは、発行者がデジタル地域通貨の発行、管理等の目的で発行者の情報端末上において使用する、TB が開発し発行者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (10) 「対象商品等」とは、登録店がデジタル地域通貨と引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が指定した商品又はサービスをいいます。ただし、市が定める館林市デジタル地域通貨発行业実施要綱等で指定した使用対象外の商品又はサービスは利用できないものとします。
- (11) 「デジタル地域通貨使用取引」とは、ユーザーが、登録店において、発行者から発行を受けたデジタル地域通貨と引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (12) 「chiica サイト」とは、TB が運営管理する「chiica」という名称のデジタル地域通貨に関するサイトをいいます。
- (13) 「本二次元決済システム」とは、TB が運営管理するデジタル地域通貨の利用のための二次元コード決済用のシステムをいいます。

#### (デジタル地域通貨の発行)

第2条 ユーザーは、本規約の内容を確認し、承諾の上、別表に定める方法に従い、発行者に対しデジタル地域通貨の発行を申し込むことができます。ただし、ユーザーは、アプリ型のデジタル地域通貨の発行を申し込む場合、本アプリ（ユーザー）に登録しなければならないものとします。

- 2 発行者は、以下に定める方法により、デジタル地域通貨を発行するものとします。
  - ① アプリ型の場合、発行者が、本アプリ（発行者）を使用して、本アプリ（ユーザー）に表示された二次元コードを読み取り、本アプリ（発行者）に所定の情報を入力し、本二次元決済システム上に同情報を反映させる方法、本アプリ（ユーザー）において利用可能な方法、又はその他発行者が定める方法
  - ② カード型の場合、発行者が、本二次元決済システムを通じて生成される二次元コードが掲載されている本カードをユーザーに交付し、本カードに表示された二次元コードを読み取り、本アプリ（発行者）に所定の情報を入力し、本二次元決済システム上に同情報を反映させる方法、又はその他発行者が定める方法
- 3 発行者は、ユーザーによる第1項に従ったデジタル地域通貨の発行の申込みを承諾するときは、別表に定める発行方法に従い、デジタル地域通貨を発行します。ただし、発行限度額はその都度定めるものとし、当該発行限度額以上のデジタル地域通貨の発行を受けることができないものとします。また、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、デジタル地域通貨の発行を一時的に停止する必要があることをユーザーはあらかじめ承諾するものとします。

- 4 ユーザーは、発行されたデジタル地域通貨の残高を、アプリ型の場合は本アプリ（ユーザー）、カード型の場合は本カード上に表示された二次元コードを本アプリ（登録店）若しくは本アプリ（発行者）により読み取る方法、又は chiica サイト上の残高確認専用ページにアクセスし本カードに記載されている会員コードを入力する方法により確認することができます。
- 5 デジタル地域通貨の発行に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

#### （デジタル地域通貨の利用）

第3条 ユーザーは以下のいずれかの方法により、デジタル地域通貨を、登録店との間のデジタル地域通貨使用取引の決済に利用することができるものとします。

- ① ユーザーが、本アプリ（ユーザー）上又は本カード上に表示される二次元コードを登録店に提示し、登録店が、本アプリ（登録店）を使用して当該二次元コードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望するデジタル地域通貨のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本二次元決済システム上自動的に減算される方法
  - ② ユーザーが、本アプリ（ユーザー）を使用して登録店に置かれた二次元コードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望するデジタル地域通貨のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本二次元決済システム上自動的に減算される方法
- 2 ユーザーは、事前に二次元コードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（ユーザー）、本カード及びこれらに表示される二次元コードの複製物を提示する形でのデジタル地域通貨の利用はできません。
  - 3 ユーザーは、デジタル地域通貨使用取引の完了後、本アプリ（ユーザー）、本カード上に表示された二次元コードを情報端末により読み取る方法、その他の方法により、利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
  - 4 デジタル地域通貨の利用に要する、ユーザーの携帯電話等の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

#### （デジタル地域通貨使用取引の取消し等）

第4条 ユーザーは、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、登録店との間で行ったデジタル地域通貨使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。ユーザーが登録店から返金を受ける必要がある場合、登録店の責任において対応を行うものとします。

#### （払戻し）

第5条 ユーザーは、デジタル地域通貨の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。

(ユーザーの義務)

第6条 ユーザーは本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示される二次元コード並びにデジタル地域通貨を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。

2 ユーザーは、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示される二次元コード並びにデジタル地域通貨を複製し、改変し、公衆送信すること。
- (2) 本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示される二次元コード並びにデジタル地域通貨を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること
- (3) 違法又は公序良俗に反する目的でデジタル地域通貨の発行を受け、又はデジタル地域通貨使用取引を行うこと。
- (4) 申込みの際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
- (5) その他本規約に反すること

3 前項に規定するほか、デジタル地域通貨を不正に利用する行為等、発行者が不適切と判断する行為をユーザーが行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び登録店は、ユーザーによるデジタル地域通貨の利用を認めない場合があります。また、ユーザーが前二項に違反し、本カードを紛失し、その他の理由によりデジタル地域通貨を第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

4 ユーザーは、本規約に違反したことにより発行者又は登録店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。

5 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(有効期間)

第7条 デジタル地域通貨の有効期間は、発行する都度定めるものとします。

(個人情報等の取扱い)

第8条 発行者は、デジタル地域通貨の発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、デジタル地域通貨の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで

きることとなるものを含みます。)をいいます。

(2) デジタル地域通貨の発行及び利用に関し発行者にご提供いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。

- ・デジタル地域通貨の運営及びサービス提供
- ・サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ・電子メール等の通知手段による情報発信
- ・ユーザーからのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

(3) 発行者は、ユーザーから取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。

①共同して利用される個人情報の項目

発行者がデジタル地域通貨のサービスに関連して取得したユーザーの個人情報

②利用目的

- ・ユーザーからのデジタル地域通貨の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理
- ・ユーザーによるデジタル地域通貨の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等

③共同して利用する者の範囲

- ・株式会社トラストバンク

(反社会的勢力の排除)

第9条 ユーザーは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、ユーザーが前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、ユーザーの保有するデジタル地域通貨の残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因してユーザーに損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該ユーザーの保有するデジタル地域通貨残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

(利用中止)

第10条 発行者及び登録店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、ユーザーに対し事前に通知することなく、デジタル地域通貨の発行及びデジタル地域通貨使用取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、ユーザーは、デジタル地域通貨の全部又は一部を利用することができません。

- (1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、本二次元決済システムを利用することができない場合
- (2) システムの保守・点検等により、本二次元決済システムを停止する必要がある場合
- (3) ユーザーが本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
- (4) 利用者がデジタル地域通貨を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
- (5) デジタル地域通貨の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

2 発行者及び登録店は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(本規約の変更)

第11条 発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、インターネット上のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、ユーザーに当該変更内容を通知する

ものとし、当該変更内容の通知後、ユーザーがデジタル地域通貨を利用した場合には、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

(権利義務の譲渡等)

第12条 ユーザーは、本規約上の地位又は権利義務を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

(デジタル地域通貨の発行及び管理に関する業務の終了)

第13条 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、デジタル地域通貨の発行及び管理に関する業務の全部又は一部終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することによりユーザーに周知する措置を講じます。

(分離可能性)

第14条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

(連絡、通知)

第15条 本規約の変更に関する通知その他発行者からユーザーに対する連絡又は通知は、本アプリ（ユーザー）又はchiicaサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟については、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

附則

本規約は、令和5年2月1日から施行する。

## 別表

## 館林市デジタル地域通貨概要

1	名称	ぽんちゃんP a y (略称 ぽんP a y)
2	発行期間	発行する都度定める
3	有効期間	発行する都度定める
4	発行価格	1ポイント 1円
5	発行限度額	発行する都度定める
6	登録店	館林市内に所在する登録店
7	発行方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・発行窓口において発行者に申し出る方法</li><li>・館林市デジタル地域通貨発行事業実施要綱に規定されている事業の助成金、給付金、補助金等</li><li>・その他発行者が定める方法</li></ul>
8	利用条件	デジタル地域通貨使用取引において、デジタル地域通貨のポイント残高が不足した場合、ユーザーは、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。
9	払戻条件	発行者は、デジタル地域通貨の払戻しは行いません。
10	問合せ先	館林市デジタル地域通貨に関するお問い合わせ 館林市経済部商工課商業振興係 電話番号：0276-47-5147  カードやアプリのシステムに関するお問い合わせ <a href="https://chiica.jp/">https://chiica.jp/</a> (株式会社トラストバンク chiica 事業部)